

令和6年度男鹿市一般会計補正予算（第6号）の概要について

令和6年12月17日

(単位：千円)

一 予算規模

補正額	174,100
補正後の規模	18,397,000
前年度12月補正後予算との対比	△625,453

《補正予算の財源》

特定財源		123,912
国庫支出金	95,583	
繰入金	14,100	
県支出金	9,747	
分担金及び負担金	4,482	
一般財源		50,188
繰越金	44,637	
国庫支出金	5,551	

(参考) 財政調整基金現在高 1,837,827

二 補正予算の内容

今回の補正予算は、商工業振興促進条例に基づく施設整備費補助金をはじめ、脇本第一小学校の屋根改修や、7月の大雨により被害を受けた漁業者の経営再建を支援するための経費、決算見込に基づく生活保護費などを計上した。

I 総合計画（重点取組政策）に基づく事業

(1) ⑧企業誘致対策事業（施設整備費補助金）

3, 870

商工業振興促進条例に基づく奨励措置を通じて、事業を拡大する者に対し支援することにより、地域産業の振興と雇用機会の拡大を図る。

- ・対象事業者 稲とアガベ株式会社
- ・対象施設 宿ひるね
- ・施設整備費補助金 3,870 千円

(投下固定資産 24,500 千円－国補助金 11,591 千円) × 補助率 30%

- ・経緯 令和6年6月3日 営業開始
8月28日 奨励措置適用指定申請
10月22日 奨励措置適用指定決定
- ・財源 一般財源

商工業振興促進条例に係る奨励措置（宿ひるねの適用年度）

①施設整備費補助金の交付（適用年度：令和6年度）

②雇用奨励金の交付

操業を開始した月から3年間（適用年度：令和7～9年度）

③固定資産税の課税免除

操業を開始した日の属する年の翌年度から5年度（適用年度：令和7～11年度）

(2) ㊦ 脇本第一小学校食堂等屋根改修事業

17,723

脇本第一小学校の校舎棟（食堂等）で雨漏りが発生していることから、屋根を改修し適正な教育環境を整える。

- ・ 工事請負費 17,723 千円（繰越明許）
- ・ 工事内容 屋根の防水シート張り替え及び塗装、サッシ廻り等の改修
- ・ 財 源 教育施設整備基金繰入金、一般財源
- ・ スケジュール 令和7年1月 指名審査委員会
2月 入札、契約締結
6月 完成

II 7月の大雨による被害対策

(1) ㊦ 漁業経営復旧・継続支援対策事業

6,200

本年7月に本県で発生した大雨の流木による被害を受けた漁業者の経営再建に向けた取組に対し支援を行う。

- ・ 助成対象 7月の大雨により漂流した流木等で被害を受けた漁業法人等（4経営体）
- ・ 助成内容 定置網の復旧に必要な経費
- ・ 補助率 1/2（県）
- ・ 財 源 県支出金

Ⅲ その他

(1)生活保護費

116,500

決算見込に基づき生活保護費を補正する。

- ・扶助費 116,500 千円（入院患者の増、診療報酬改定等により特に医療扶助が増加）
- ・財源 国庫支出金、一般財源

Ⅳ 債務負担行為

(1)男鹿市立保育園等指定管理料

3,470,867

男鹿市立保育園等について、令和7年度以降5年間、公設民営による管理運営を行うため、債務負担行為を設定する。

- ・指定期間 令和7年4月1日～令和12年3月31日（5年間）
- ・業務内容 市立保育園等（船川こども園、船越こども園、脇本保育園、北浦保育園、わかみベビー園）の管理運営
- ・限度額 3,470,867 千円
- ・全体計画 令和6年12月 債務負担行為・指定管理者の指定議決、基本協定締結
令和7年3月 年度協定締結

(2) ⑧ふるさと納税支援業務

ふるさと納税支援業務について、令和7年度以降3年間、民間事業者に委託するため、債務負担行為を設定する。

- ・ 委託期間 令和7年4月1日～令和10年3月31日（3年間）
- ・ 業務内容 寄附の受付、寄附情報の管理、ポータルサイトの管理、返礼品の配送等ふるさと納税中間事業者としての業務。
- ・ 限度額 サービス提供事業者と締結する契約に基づく委託料
- ・ 全体計画 令和6年12月 債務負担行為議決、プロポーザル公募開始
令和7年1月 プロポーザル選定委員会開催
2月 事業者決定、契約締結
4月 業務開始

(3) ⑧ 小中学校 ICT 機器整備リース料

小学校費 69,600

中学校費 34,800

令和7年8月末で小中学校の ICT 機器等のリース契約が満了となることに伴い、令和7年9月以降5年間、端末の更新を含むリース契約を民間事業者と締結するため、債務負担行為を設定する。

- ・ 契約期間 令和7年9月1日～令和12年8月31日（5年間）
- ・ 業務内容 小中学校で使用する ICT 機器（教職員用端末、学習系ネットワーク機器、プリンターなど）の整備
- ・ 限度額 小学校費 69,600 千円
中学校費 34,800 千円
- ・ 全体計画 令和6年12月 債務負担行為議決
令和7年1月 指名審査委員会
2月 入札、契約締結
7月～8月 ICT 機器整備（夏休み中）